

第 8 回南部町・南部川村合併協議会会議録

南部町・南部川村合併協議会

第8回南部町・南部川村合併協議会会議録

開催日時	平成15年 9月22日(月) 午後1時30分開会・午後3時20分閉会							
開催場所	南部町役場 3階 大会議室							
議長氏名	井上 光博 委員(南部町)							
会議録署名委員								
出席並びに 欠席委員 出席 20名 欠席 1名 凡 例 出席 欠席 ×	委員氏名			出欠	委員氏名			出欠
	南 部 町	副会長	山崎 繁雄		南 部 川 村	会 長	山田 五良	
		委 員	井上 光博			委 員	岡田 政吉	
		委 員	平松 泰一			委 員	中家 克己	
		委 員	山中 邦夫			委 員	西玉 集一	
		委 員	杉本 正博			委 員	今木 國隆	
		委 員	立田 圭一郎			委 員	井口 黎明	
		委 員	三前 雅信	×		委 員	坂本 さわ彥	
		委 員	西野 正和			委 員	西 定吉	
		委 員	永井 恵子			委 員	中本 エミ子	
	委 員	尾崎 剛通		委 員	瀧川 博己			
県	委 員	小住 博章						
合併協議会事務局	事務局長	小谷 芳正		事務局	寺谷 敦			
	参 事	久堀 修二		事務局	谷本 忠広			
	次 長	大江 弘一						
会議次第	別紙のとおり							
会議の経過	別紙のとおり							

会 議 次 第

- 1 . 開 会
- 2 . 会 長 挨 拶
- 3 . 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名

- 4 . 議 事

協議事項

(協 議 ・ 確 認)

- 協議第 22 号の 1 新町まちづくり計画について(素案その 2)
- 協議第 29 号 国民健康保険事業の取扱いについて
- 協議第 30 号 財産及び債務の取扱いについて
- 協議第 31 号 社会福祉協議会の取扱いについて

(提 案)

- 協議第 25 号の 1 上水道・簡易水道事業の取扱いについて(再提案)
- 協議第 32 号 公共的団体等の取扱いについて

報告事項

(報 告)

- 報告第 13 号 事務組織及び機構の取扱いについて

確認事項

- 第 9 回合併協議会開催日程等について

- 5 . 閉 会

第 8 回 南部町・南部川村合併協議会

日 時 平成15年 9 月22日 午後 1 時30分

場 所 南部町役場 3 階 大会議室

井上議長 皆さんどうもこんにちは。ご苦労さまです。

時間がまいりましたので、ただいまより第 8 回南部町・南部川村合併協議会を始めさせていただきます。

ただいまの出席委員数は19人です。A 委員さん少し遅れますが、ご出席していただけるということで、現在の出席委員は19人です。過半数に達しており、南部町・南部川村合併協議会規約第 8 条第 3 項の規定を満たしておりますので、会議を始めさせていただきます。

それでは、開会に当たりまして、南部町・南部川村合併協議会会長であります山田五良よりごあいさつを申し上げます。

会長、よろしく申し上げます。

山田会長 第 8 回の協議会にご出席を賜りまして、ありがとうございます。

だんだんと協議を重ねてまいりまして、前は 4 件について協議をお願いし、ご検討をお願いしているわけございまして、本日はそれらをできれば確認をして頂きたいと思っております。

提案につきましては、2 件になってありますが、この 2 件はともに実務的に非常に大きな問題でありまして、特に水道に関しましては、これは行政調整会議、あるいは首長会議におきまして、相当の日時を費やしまして、何度も何度も検討を蒸し返ししながら、検討をしてもらいまして、そしてここまでの一応成案ができたような次第でございます。そういう難しいといえ、難しいのですが、いわゆる改革も織り込みました原案となって再提案をしているわけございまして、その点につきましても、十分ご検討賜りますように、お願い申し上げます。その他、報告事項とか、確認事項があります。

なお、だんだんと日にちも迫ってまいりますし、先般も首長会議、行政調整会議でも予定どおり進んでいるわけでありまして、一月に 1 回ずつというような定例的なことでは、場合によつたらその間に臨時的に、臨時というわけではないですけども、いわゆる月 1 回じゃなしに、もう一、二回挟んでいく必要も出てくるんじゃないかなということも話し合ったような次第でございます。それらも含めまして、当初予定をしております11月末までに調印できるように、ぜひとも進めてまいりたいと思っておりますので、また十分ご理解賜りまして、協議を進めて頂きますように、お願い申し上げます。開会に当たりましてのあいさつにいたします。よろしく願いいたします。

井上議長 どうも、ありがとうございます。

それでは、本日の会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議録署名委員は、B 委員さん、C 委員さんをお願いいたします。

では、議事に入ります。議事 の協議事項に入らせていただきます。

前回の第7回協議会において、提案されました新町まちづくり計画（素案その2）と、3項目の協議事項について協議を行います。

では、協議第22号の1 新町まちづくり計画（素案その2）についてのご協議をお願いします。事務局から説明をいたします。

小谷事務局長 新町まちづくり計画、別冊になってございまして、前回配付させてもらっております素案その2という部分でございます。中身につきましては、前回説明させていただいた変更部分のみでございます。

なお、5ページにございますように、この計画の趣旨としましては、ここに書いてあるとおりでございます。尚、より詳細かつ具体的内容については、新町において策定する基本構想や基本計画などにゆだねるものとしますということで、まちづくり計画というのをつくるわけなんですけれども、新町になりますと、それとはまた別に長期総合計画、基本構想とか基本計画をつくる予定になってございますので、細かい部分につきましては、そこにゆだねるということにさせていただいております。

それと、まちづくり計画はここで確認をいただきましても、これはまだ今後毎年変更することが可能となっておりますので、新しい事業等盛り込む必要が生じた場合は、そういう形で、変更という形でさせていただきたいと思っております。

なお、現在のところ、国・県の事業もまだこの中に入っておりません。県と最終の詰めを行ってございます。それで、10月の協議会では国・県事業も含めた最終の案を提案したいと思っております。それに伴います財政計画につきましても、若干国・県の事業入ります関係で変更が生じてまいりますけれども、それも最終、10月で提案をさせていただきたいと思っております。新町でやる事業についてこういうものを行いますよという分につきましては、今お手元に配付させてもらっておる分ですべてでございますので、よろしくをお願いします。

以上で、説明にかえさせていただきます。よろしくをお願いします。

井上議長 ただいま事務局から説明をしました協議第22号の1 新町まちづくり計画（素案その2）について、ご質問、ご意見がありましたら、どうぞ遠慮なしにご発言をお願いいたします。D委員さん。

D委員 2点について、ご意見を申し上げたいと思っております。

特に、22ページの産業の振興・創造というところに関わってですが、関わってというのは、ここで言っているのかどうかも、ちょっとわかりにくいんですが、特にここでは観光、レクリエーションの振興というようなことも書かれておりますので、ここかなと思ったんですが。といいますのは、高速道路の供用開始が間近に迫っています。そういう中で、主に観光客という形になるんだと思うんですが、いわゆるインターおりてもらって、その観光客をどうつかむかということですね。

梅の花を見に来るその時期だけの観光客ではなくて、通年のいわゆるそういう客をどうつかんでいくかと、いわゆる通過する町にならないというためにも、そういうことがどういう取り組みが必要かということですが、この点については、南部町議会でもいろいろ議論があったところです。そういう意味で、全体としてどういうふうな取り組みをしていくかということが具体的に余り書かれていないのではないかとということです。

特に田辺市まで高速道路が延長されるの、五、六年先と言われておりますから、このいわゆる南部が終点のこの時期が一つはそういう意味では大事な時期ではないかなと、勝負をする期間だろうと思うわけですが、そういう点について、もう少し具体的に書く必要があるのではないかとというようなことでございます。

それからもう1点は、26ページの生活基盤の整備についてですが、特に 都市環境の整備についてです。ここでは「新町の玄関機能を有する駅及び駅周辺について、交通処理や住民の利便性向上の面から、さらに中心市街地のコミュニティの核として機能させるために、総合的な整備を進めていきます」と書かれています。特に申し上げたいのは、南部駅前付近に駐車場ということですね、このことをもう少し考える必要があるのではないかと思うわけです。特に駅周辺と、私も駅前付近というように申し上げたのですが、50メートルとか 100メートル圏内であれば、駅の駐車場としての役割は果たせると思うんですが、そういう駐車場の設置というんですか、つくるということをやっぱり考えていく必要があると思うんです。もちろん駅前の駐車場ですから、有料駐車場というのがそれが当たり前だろうと思いますし、別に町営でつくれということではなくて、今民間に対して駐車場つくるときに補助を出すとか、そういう方法もあるようですので、やはりそういう駅前の駐車場、駅周辺を視野に入れて考えていくべきではないかという、以上2点です。

井上議長 山崎副会長。

山崎副会長 駅前駐車場の関係については、南部町の議会でもあったんですが、都市計画事業としての駅前広場には駐車場は考えておりません。考えられないということです。駅の中に駐車場を置くということは考えられない。だから、駐車場を置くという場合には、もちろん現在のように無料で置くということは全く考えられないことだと思います、指摘ありましたように。しからば、その周辺のところの用地で活用させていただいてするということ。一つ具体的に言えば、これは全く私の私案ですが、皆さん方がご賛同得られたり、我が町の賛同が得られたりしたら、駅前の一つの計画として、一つは今JRが所有している土地が岩代寄りのところに、プラットホーム沿いにずっと空き地があるんです。これは実は岩代駅の関連をさせていただいて、要望をさせていただいて、いろいろとそういう譲っていただけるとか、活用させていただけるといような方途について考えられる。これは一つあります。

もう一つは、駅前にスーパーありますね。スーパーが今完全に休止しておりますから、あれの土地はちょっと複雑なんですけど、それで、個人のことに関わりますから、申し上げられませんけれども、これは駐車場経営をして営業として成り立つのなら、むしろだれでもやると思います。だか

ら、駐車場のやり方としては何階かにしてやるというような構想は、これはもう今も都会で常識ですね。だから、そういうことが可能なかどうか、私は南部町の議会でも質問あった要望というのは、南部川村さんも含めて無料駐車場という印象が非常に強かったと思うんです。

これはもうあの周辺で無料で置くということは不可能で、南部町で一番今困っているのは、小学校のところに、あそこ駐車場じゃなしに、もう車両置き場になっているんですよ。こういうのは、やっぱりちゃんと規制するのかどうかということもありますし、当然南部町においては、車を持つ場合には駐車場を置くということは、これはもう条件なんですね。だから、それで車を所有しているわけなんですけど、それを実行されてない方もいらっしゃるわけで、実は私とこにもわざわざ個人の方がお越しになって、「あそこ借りるの幾らか」と言うんですね、小学校のあの運動場の所、「あれは貸してないんですよ、あそこ公設の駐車場なんですよ」と、申し上げたんですが、その辺のことをきちんと整理して、一つの事例としては田辺市のような、あれはJRの用地なんですけど、それをお借りして駐車場にするというやり方もあろうかと思えます。

それから、駐輪場にしても、駐車場にしても、今度駐輪場はつくるんですが、今のような置き方では自転車の放置場所になったり、電気洗濯機の放置場所になったりもするような、そんなことがあるんです。これはもう皆さんご存知だと思います。天王寺駅あたりの、ちょっと横のところには、自転車置き場にも駐車場にも、人が1人アルバイトで置いてあるんですよ。私ちょっと尋ねてみたんですが、非常に安い日当で、男の人が管理をされておりました。だから、駐車場を置くのはどういうふうに管理して、どういうことを町でやるのか、あるいは民間でどうやっていただくのか。　　さんなんかは、民間でやっているわけですね。

だから、私は南部の町で一概に駅のところで皆さんが満足していただけるような、これは南部町の人よりも、これは南部川村の皆さんに関係する方が多いのかなとかは思うんですが、どういうふうにするかがこれは大きな一つの課題ではないかなと。だから、用地を購入するとすれば、これは合併特例債なんかの対応になるのかどうかと勘案をして、ここに書いてある書いてないは別にして、私は新しい町長になる人の非常に大きなテーマではないかと、こういうふうに思っています。

だから、一番面積的に可能な面積というのは、スーパー跡地なんですね。これは相当高いでしょうけれども、購入することは不可能でない土地ではないかなと、こういうふうには思います。

以上、情報として聞いておいていただいて、そういうことをこれから決定すると。ここに書くのか書かないのかは別にいたしまして、大きな一つの駅前広場としての課題になっておると。それと、これはもう一つ、駐車場とあわせて駅舎を改築するという、これもやっぱり大きなバリアフリーとの関係からも、大きな課題になっておりますね、これセットにならないと、私は意味がないと、こういうふうに思っています。以上です。

井上議長　もう1点。ここに書いてあるけど、具体的に明記されていないというか、通過点にならないための対策についての考えを聞きたいという。とりあえず今田辺市までできる五、六年の間が勝負ではないかということについて。

山田会長 高速道路と観光の関係でありますけども、高速道路は我々というか、県の方針ではこの年末に供用開始という方向で進められております。ですから、年明けたら使われることになると思います。ここから田辺市向けには我々の観測ではあと5年かかるだろうと観測してございます。それで、ご意見、いわゆる具体的にということではありますが、今駐車場の問題も出ましたが、この事業計画、まちづくり計画そのものが大枠の表現をしてございますので、一々個々に具体的な記載はしてございません。それで、いわゆるこの趣旨、大枠の趣旨に基づきまして、これからの運営につきましては、具体的に確かに今D委員おっしゃられたように、非常に重要な時期であるということにつきましては、同感でございます。それで、ご意見としては十分踏まえまして、執行については、効率的に観光客を、いわゆる足どめをするというようなことに努めていかなければならないと、このように思っております。

井上議長 D委員さん、いいですか。

ほかに何かご意見、ご質問ございませんか。山崎副会長。

山崎副会長 これは、合併の新町づくりだからということが一つの特色としてありますね。しかし、旧南部町、南部川村においての長期総合計画もあるわけです。だからこれ一つの総合計画と考えていきませんか。駐車場問題にしても、校舎の建てかえの問題にしても、これは非常に個別の形で各論になってきているんですね。各論はちょっと局長も申し上げましたように、何もかもここで決めてしまう、協議会で決まったら、それでそのとおりやったらいいとなれば、はっきり言って、新しい町長も議会も要らないことになるわけで、そんなことではないと。だから、これを新町長さんが参考にさせていただいて、住民の大きな意識としてまちづくりにひとつ議会とご相談くださいというのが一つありますね。

それと、もう一つは起債の関係が、特例債の関係が絡んでくるので、これはやっぱり先ほど言った駅前の問題にしても、例えば保育所と幼稚園を一元化するような問題にしても、あるいは南部町と南部川村で合併にちなんでこれだけはやろうというようなことについては、これは合併特例債に入ってきますから、そういう段階をきちんと区分をして、県や国と折衝すべきもの、それから自分たちで考えて単独事業でやらなきゃいかんようなもの、それから福祉や環境を含めてそこへお金を入れないかんようなものというような、ここに全部明記するということは、ある意味ではこれは不可能ですので、だから今D委員さんからいただいた質問というのは、これ議事録としてきちっと残りますし、皆さん方からいただいたものをまたこれもまた新しい町長さんや議会に引き継いでいただくということが必要ではないかと思えます。

井上議長はい。ほかに何か、ご意見、ご質問ございませんか。E委員。

E委員 今D委員さんから話のあった2点ですが、文書上の表現はこうしてあるけれども、今ご答弁にあったように。例えば生活基盤の整備の26ページで言うと、1の都市環境の整備のところ

については、いわゆる駅前付近の駐車場というのも含んでこういう表現にしてあると。それから、22ページの3の観光、レクリエーションのところと言うなれば、最後に「観光・レクリエーション機能を強化していきます」という、その前にもちょっとあるけども、その表現の中にはいわゆる年中観光客におりてきてもらえるようなということも含めて、こういう表現にしてあるのやというふうに今の答弁を了解して良いのですか。

山崎副会長 そういうふうに、そういうふうにとりよりも、そういう意味で書かせていただいているわけで、具体的にこれ全部網羅するということは無理だと。だから局長が特に申し上げたのは、これが決まってこれだけに縛られることはありませんと。総合計画があって、5年間なら5年間の年次計画があるわけですし、あるいはまた新しい住民要望だとか、新しい状況はどんなに変わるかわかりません。そういうことに対しても、特に防災の関係などにおいては、これから防災計画をつくるわけですから、ここで議論するよりも、そこでの議論で集積されるというような形になるうかと思うんですね。

だから、先ほど申しましたように、あくまでもここの協議会で新町まちづくり計画については、総合的な感覚で書かせていただいて、そしていろいろの議論は皆さん方がきちんと記録をさせていただいて、駐車場の問題とか、あるいは高速道路に伴う町の発展、新町の発展計画にどう結びつけていくかというのは、これはもう大きな課題でしょうね。そういうふうにご理解をいただいて、そして新しい町長さんや議会にそれをバトンタッチしていくと、そういうことに相なるうかというふうに思います。

井上議長 はい、いいですか。

ほかに何か。E委員。

E委員 27ページの7のところでは住環境の整備というところで、この間県営住宅と書いてあったのを抜いたという説明を聞いたんですけども、抜かれた理由とか事情ですが、これは南部川村でも、住宅をつくる必要がある、過疎化に備えて、防ぐためにも、住宅をつくる必要があるというのは言ってきたことで、いまだに奥地へは殊にそういう対策が欲しいのではないかと思うんです。南部、田辺で住んでいる、それで清川へ手伝いに上っているという、清川だけに限りませんが、そういう方がおられるんですね。それで、言ってきたことなんですけども、これは県営住宅を抜いたというのは、事情はどんなことですか。

小谷事務局長 「県営住宅の改修や建築なども検討し」、この部分抜いてございます。どうしても、国・県の部分については、県と相談してやらせていただくということが前提にございましたので、その部分現在抜けてございます。これは今後県と相談をして、そういう表現がいいのか、また別の表現になるのかということで、検討していきたいと思っております。

基本的には県営住宅は増やさないというようなことを聞いておりますので、その点も確認して記

入方法については県と相談して、県営事業及び国の事業を入れる際に、一緒に入れて提案をさせていただきたいと思います。その際ご協議いただけたらと思います。以上です。

井上議長 Eさん、いいですか。

ほかに何か皆さん、ご意見、ご質問ございませんか。

ご意見がないようです。この新町まちづくり計画につきましては、次回の協議会で県の事業名が提出されるそうであります。新町まちづくり計画の大筋の内容については、今回の協議会で確認をしていきたいと、かように思います。

この内容について、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上議長 はい、どうも、ありがとうございます。

内容について、異議なしと認めます。

したがって、新町まちづくり計画については、次回県事業が提案されますので、引き続き継続協議とします。

続きまして、協議第29号 国民健康保険事業の取り扱いについてのご協議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

小谷事務局長 恐れ入ります。前回第7回の会議資料の5ページ以下でございます。前回の資料の5ページに協議第29号ということで、国民健康保険事業の取り扱いについて提案をさせてもらっております。細かい明細等につきましては、6ページ以下でございます。

6ページの上、調整の方針案を申し上げますと、国民健康保険税については、合併期日から合併年度の年度末までは旧町村で設定した税率による不均一課税とし、合併の翌年度から一本化した税率を設定する。国民健康保険税の本算定は7月1日、納期については7月から翌年2月末までの8期とすると、下の表は両町村の違いを載せております。

それと、7ページにつきましては、給付関係ですけれども、出産育児一時金、葬祭費の給付額は現行どおりとする。出産育児一時金、これは両町村とも現在30万円となっております。葬祭費は両町村とも3万円、違いございません。これは現行どおり。高額療養費委任払い制度及び高額療養費貸付制度については、合併までに調整するというので、高額療養費委任払い制度、両町村行ってございまして、多くの方の利用がございまして、これにつきましては、高額療養費委任払い制度については、新町においても存続する必要があり、対象者については合併までに調整する。それから、貸付制度ですけれども、これは非常に利用が少なくございまして、といたしますのも、委任払い制度を使いますと、貸付制度というのはあえて使われないケースでございまして、備考にありますように、高額療養費貸付制度については、委任払い制度で対応できていることから、利用者が少なく、新町において他の制度も含め、総合的に検討するというので、合併までに調整をしたいという案

でございます。

それから、8ページにつきましては、保健事業関係ですけれども、国民健康保険事業の保健事業については、新町において調整する。備考欄にありますように、脳ドックについては、新町において実施する。対象年齢等受診対象者については、合併後一元化をするということで、現在南部川村で行われております。南部町では平成9年から12年まで行われておりましたけれども、13年度からは実施をしてございません。それが新町になりますと、一元化をして実施していこうという案でございます。

続いて、9ページでは基金・運営審議会・徴収依頼団体の項目でございます。国民健康保険財政調整基金については、新町における国保財政の健全化に資するため、合併時に両町村の基金全額を持ち寄るものとする。国民健康保険運営協議会委員の委員数は人口規模から新町においても、現行の12名とする。国民健康保険税の徴収については、新町において口座振り替えを推進している。徴収依頼団体への補助金の額の算出方法は合併までに調整するというので、ここでは基金は両方全額持ち寄るよという話と、国保の運営協議会の委員12名にしたい、それから徴収依頼団体、両町村の婦人会で徴収をしていただいているわけなんですけれども、補助金の額につきましては、合併までに調整をするよということで、南部町は2%、南部川村は3%という現状でございます。

以上が国民健康保険事業の取り扱いでございます。よろしくお願い申し上げます。

井上議長 　ただいま事務局から説明をしました協議第29号 国民健康保険事業の取り扱いについてのご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。A委員さん。

A委員 　出産一時金の件です。南部川村としましては、今までお子さんを5人産まれると幾らという、そういうお祝い金としてたくさん支給して頂いています。それを有効に使えたどうかは別として、やっぱりお子さん産まれて、たとえ少なくとも3人目とか、そういうようになりますと、お祝いを少しでも喜びの形としていただくということはまた励みというのはおかしいんですが、喜びだと思っんですね。それで、そのお話は今度国からの少子化対策ということで、その分を考えておりますというお話も以前ありました。それは有効にしていきたいと思いますが、それがいつになるのか、又それを実施するまでの間、その制度がなくなるのか、今回入っておりませんので、少し検討していただいて、持続して少子化対策に、またそこに入りましたというような継続する形にしていだけたらと思っております。

山田会長 　国保に係る分につきましては、変わりないんです。それで、南部川村が単独で実施している出産祝い金につきましては、今ご質問の中にありましたように、国の少子化の事業が出てまいりますので、それへ移行させていく。その内容は、祝い金を差し上げるというものであるかどうかはわからないんですが、恐らくそれはないだろうと思っておりますが、子育て支援というのが主体になるのじゃなからうかと思っております。それの方へ移行する方が実情に合うのじゃないかなと思っております。村の単独分につきましては、いわゆる南部川村存在までに適用して、新町では適用しない

ということは前にも申し上げているとおりであります。趣旨そのものにつきましては大事でありますし、今出ているこの分につきましては、従来どおりの方法で適用してまいります。以上です。

井上議長 いいですか。

ほかに何かご意見、ご質問ございませんか。ご意見ございませんか。

特にご意見もないようですので、協議第29号 国民健康保険事業の取り扱いについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上議長 異議なしと認めます。

したがって、協議第29号 国民健康保険事業の取り扱いについては、原案のとおり承認されました。

続きまして、協議第30号 財産及び債務の取り扱いについてのご協議をお願いいたします。事務局から説明をします。

小谷事務局長 続きまして、資料集の10ページをお願いします。

協議第30号 財産及び債務の取り扱い。これにつきましては、11ページ以下に明細をつけております。一番上の調整方針案で、合併時において、2町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。財産とか施設、それから債務等はすべて新町に引き継ぐということでございます。

11ページには両町村の行政財産、普通財産、有価証券、出資、それから物品(車両等)、基金、債務、地方債の状況等をつけてございます。

12ページでは行政財産と普通財産の明細、面積等をつけております。備考欄には主な施設を載せてございます。

それから、13ページでは有価証券及び出資による権利ということで、両町村並べてございます。合計、南部町では1億5,691万1,000円、南部川村では1億3,222万2,000円という状況でございます。

14ページにつきましては、車両関係を載せてございます。南部町27台、南部川村56台、これは消防車からマイクロバスまで全部載せてございます。

15ページにつきましては、基金等の状況でございます。土地開発基金から始まりまして、財政調整基金、減債基金、ずっと続きまして、定額運用基金まで、総合計いたしますと、南部町の基金16億7,821万1,000円、南部川村21億3,412万7,000円という状況でございます。

ちなみに16ページでは、債務に関してでございます。起債の残高、地方債と債務負担行為に基づく分、違いが載せてございます。合計で南部町112億5,923万4,000円、南部川村104億2,933万9,000円の状況でございます。

それから、17ページでは公営企業会計ということで、上水道と簡易水道の表ですけれども、南部川村の施設、施設名はあるわけですが、金額は現在のところまだ載っておりません。それで、債務の残高としましては、南部町1億2,746万1,000円、南部川村2億7,819万7,000円という、水道会計の状況でございます。

それから、最後18ページでは各公共施設の状況でございます。道路の延長ですとか、橋梁の数、漁港施設、外郭施設、係留施設、それから公園、住宅、農業集落排水、保育所、幼稚園、小学校、中学校、公民館、図書館、野球場、隣保館の状況でございます。

以上が両町村に持っております財産と公の施設、そして債務の状況でございます。これらをすべて新町に引き継ぐという案でございます。よろしく申し上げます。

井上議長 ただいま事務局から説明をしました協議第30号 財産及び債務の取り扱いについて、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。山田会長。

山田会長 ちょっと南部町の皆さんに了解を賜っておきたいと思うんですが、12ページの普通財産の山林のところ、下から4行目。ここ数字が出てありまして、そして備考欄に清川湯ノ川、市井川上木台、西本庄横郷ほかとありますが、ここに出ている3地区は大きな団地です。このほかに非常に散在しているんです、各地区に山林が。それで、これを今後の管理面も、今でももう管理が問題というか、手間がかかる面もありますし、手も余りかからないんですけど、とにかく散在してありますので、それぞれ地元へ公共共有林、大字の区の方へ希望者があれば譲渡するという、譲るということを打ち出してきてありまして、1件だけ今成立してあります。もちろん有償です。そのようにして大きなのは、高い値段で買ってくれば売りますが、なかなか買ってくれませんので、散在している10町とか、20町とか、あるいはそれ以下、小さなものもあるんです。それらを地元へ、公共用所有に譲渡することにしてありますので、だからそれが今後また1年間のうちに希望者が増えてきた場合にこの数字が、これは今年の3月31日現在ですが、減ってきますので、大きな変化はないと思いますけども、あらかじめご了解賜っておきたいと思います。

井上議長 今山田会長から数字についての説明がありました。皆さんご理解いただきたいと思えます。

何かほかにご意見、ご質問ございませんか。

特にご意見もないようですので、協議第30号 財産及び債務の取り扱いについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上議長 異議なしと認めます。

協議第30号 財産及び債務の取り扱いについては、原案のとおり承認されました。

続きまして、協議第31号 社会福祉協議会の取り扱いについてのご協議をお願いします。
事務局から説明をします。

小谷事務局長 恐れ入ります。同じ資料集の19ページをお願いします。

協議第31号 社会福祉協議会の取り扱いについて。20ページに両町村の表をつけてございます。その上で調整の方針ですけれども、社会福祉協議会の事情を尊重しながら、統合に向けて調整に努める。事業委託等については、社会福祉協議会の事情を尊重しながら、調整に努めるということで、社会福祉協議会、現在両町村1つずつということで、2つありますけれども、これは町村が合併をいたしますと、一つにしなければなりません。しかし、調整の方法としましては、統合に向けて調整に努めるという表現にさせていただいてございます。社会福祉協議会は、社会福祉協議会の中で法定協議会をつくって、研究を行われてございます。違いは両方そこに役員とか事務所の位置、職員数、基本財産、会員の募集について等、参考につけております。

21ページにつきましては、受託事業関係、介護保険支援費事業、それから福祉団体の事務局を持ってやる状況、老人クラブの状況等。

22ページでは各種団体について載せてございますけれども、社会福祉協議会で事務局の持っている分と持っていない分との違いがございます。身障連盟は、村は社協で、町は保健福祉課でやっております。それから、遺族会につきましては、町は社協の方で、村は住民課でやっております。あと、変わりはございません。

23ページにつきましては、それぞれ町村の社会福祉協議会単独で行っている事業、似通った事業もあるわけなんですけれども、まるっきり別の事業もやっております。これらについて、社会福祉協議会の法定協議会の方で調整をされるかと思しますので、その統合に向けて本協議会として調整に努めていこうという案でございます。よろしくお願い申し上げます。

井上議長 ただいま事務局から説明をしました協議第31号 社会福祉協議会の取り扱いについてのご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。D委員。

D委員 1ページに福祉団体の事務局ということで、南部川村のところに遺族会というのがここに入っていて、そこは住民課と言われたので、そこが矛盾しているのではと思ったんですが。

小谷事務局長 大変失礼いたしました。21ページの南部川村社協の福祉団体事務局の欄の中で、遺族会と入ってございまして、これすみません。削除をお願いしたいと思います。村は老人クラブ、身障連盟、障害児者父母の会、母子寡婦福祉会、傷痍軍人会、軍事恩給連盟、以上でございまして、遺族会は入ってございません。

次のページの表の遺族会事務局は住民課、これが正しいものでございます。すみません。訂正方よろしくお願い申し上げます。

井上議長 皆さん、資料の訂正をよろしく申し上げます。
ほかに何かございませんか。G委員。

G委員 合併して一つになっても、今現在社協で南部町は南部町のゆうゆう館、憩いの家へ行っているというのは、その方針は変わらないんですか。それとも合併したら、ゆうゆう館へも南部川村からも来たい人は来れるようにして、南部町でも南部川村の施設へ行きたい人は行けるというように、もうオープンにしてしまうんですか。

小谷事務局長 オープンにする予定でございます。

G委員 基本的に南部町で今お世話になってゆうゆう館へ行っている人、憩いの家へ行っている人は南部川村へ行きたいという希望があれば、そのようにできるんですね。

小谷事務局長 南部川村の方では現在、保健福祉センターと高城にあります特養梅の里、両方でデイサービスやっておりますけれども、あなたはこっちですよという決め方していませんので、自由にどちらへでも行ける制度になっております。これは社会福祉協議会との今後検討の中ですが、多分こういう形になるかと思えます。

G委員 そうなってきたら、南部町の憩いの家へ、もし自分の力で運転して行ける人の車の置く場所がないんですよ、あそこ。これは、ここで論議する問題ではないかもわかりませんが、その辺のこともどういふふうになっていくのか心配、今でも心配しているので、憩いの家、二子の浜はすごく環境のいいところで、南部川村からも来たいという人は大勢いると思うんですけど、そのためにはあそこに駐車場を何とかしない限り、社協の会長を差しおいて悪いんですけど、そこを一番心配して、今でもそう思うのやから、その点を一番に考えてあげないと。

それで、ちょっと言い方悪いんですけど、運転する人が割りにお年寄りの方ですので、ちょっとバックしたり、前進したりするのはよたよたしているんで、多少の余裕がなかったら無理と違うのかなという気もいつもしているんですよ。ですから、その辺のことも大いに考えていただいて。設備としたら申し分ないし、もうあれ以上のことは望めないと思うんですけど、ただ車の置く場所、夏休み海へ来る人も考えたらなおのこと、普段でも置くが場所がないのに。その辺のことが一番気になっています。

井上議長 今の件で、ちょっと議長として申し上げたいんですが、事務局も先ほど説明したように、社会福祉協議会については法定協議会がなされておって、細部についてはそちらで詰めていくでしょうと、我々法定協としては基本的な大筋を詰めさせていくんだという、基本的な社会福祉協議会に対する考え方というのを事務局も先ほど説明あったんですが、今Gさんの件については、委員にFさんもおられるし、その辺については、そういう形の中で消化をしていただき、検討してい

ただけるんじゃないかなという、議長としてそういう思いはします。それが答弁とかいうんじゃないし、そういう思いはします。

山崎副会長 我々も首長会議で、一番気をつけないかんことは、我々南部町のサイドで物を言う。南部川村の人、南部川村のサイドで物を言う。これあかんぞと。新しいみなべ町になったときは南部とか南部川というのはないのやから、その感覚を絶対持とうと。だから、今言っていることは、基本的に当たり前のことなので。福祉施設を使うのに、南部町のやり方と南部川村のやり方が違うということはあるし、あるいは幼稚園にしたって、保育所にしたって、行きたいところへ行けるわけで、みんな。あなた、旧南部川村やから、南部幼稚園は行けないと、そんなこと言えるはずがない。そういう感覚で幼稚園問題考えないとあかんと、保育所もそうだろうと、こういうふうに言うてるわけです。今の問題にしても、駐車場がないからここへ来ないでよという話じゃないので。ただ、駐車場問題は解決せないかん。あそこの駐車場解決しようと思ったら、まだ空き地のあるところを借りる以外方法はないです。だから、そういうこともあるし、あるいはこのバスをつくってやろうという発想をしたんですね。だから、そういうことをやろうというわけです。

ただ、今こんなにします、あんなにしますも大事なやけど、我々の意識をやっぱりまず変えよう。だから、今の南部町と南部川村を合わせて、物事を考えないと、これは南部川の人が使うんやから、南部の人が使うんやとか、小学校なんかは合併にならないけども、福祉施設とか、その他のあらゆるものは全部共用するという感覚で計画を立てたり、物事を考えていかないと、いかなんと言うているわけです。

だから、社協にしたって、今のうちのゆうゆう館のやり方とか、経営の仕方が社協がいいのかどうかというのは、これは社協自身も考えないかんし、新しい町もこれを考えてどういうふうにしていくのか、考えないかんわけですね。

それで、今旧南部川村はデイサービスとかショートステイというのは特養の方でご利用になっていらっしゃるわけでしょう。だから、今度一緒になって、こちらではゆうゆう館へ行きたいという人が大いに来てもらわないかんわけやし、また鶴の湯をどういうふうに位置づけにするのか、これも又考えていかんといかんでしょうし、だから今事務局も住民課であったり、社協であったり、これもきちんと統一しないといかんでしょう。そういうふうなことも新町になったという感覚で物事を考えようと、我々そうしていますので。だから、色々の問題が出てくると思いますが、これも解決しないといかん。

先程の駐車場の問題もそういうことだと思うんですよ。前にもご質問ありましたけど、南部の図書館へ行くけど、駐車場ないやないかと。そうしたら、幼稚園どこかへ持っていけよと、こういう発想になるけど、そんなにそのものをぽんと持っていけるような簡単な話やないけれども、こういうのも含めてやっぱり幼稚園、保育所のあり方というものを考えていこうやないか。そういう感覚で物事を考えようということは申し上げておりますので。

調整してというのは、調整調整って、どんな調整するのかということをお聞きに思うと思うんです。12月に合併協定結んで、そこから約七、八カ月ありますよね、スタートまで。まる9カ月

ある勘定になるけど、その間に合併準備室をつくって、それで合併協議会もできたら存続をしてもらって、そこで、ここで具体的にどうするということをこれ決めていくわけです。だから、これ調整調整って書いてあるけど、どんな調整するのかと質問されたらどんなに答えるのかという、ぶっちゃった話したんです。

しかし今の段階では調整としか表現できない部分、例えばこれからやっていただく水道の問題にしたって、調整という言葉を使っておりますが、どういうふうに具体的に上がったたり下がったりないようにするかというような、これ技術的にも事務的にも難しい問題もあります。そういうような問題を今全部ここに出して、こうします、ああしますということ。不均一料金なら簡単なんですよ。一緒にするということがなれば、そういう点も難しさがあることはご理解いただきたい。

井上議長 Gさん、いいですか。僕も申し上げたのは、特に社会福祉協議会のことにつきまして、別に法定協というものが設立をされて、今協議を進められている段階でありますので、細部のことに我々がどこまで立ち入っていいのかなという、ちょっと議長として危惧する部分もありましたので、今の僕の言ったことがちょっと不適當な言葉だったかもしれませんが、そういう思いがありましたので、そういうお話をさせていただきたいことだけをご理解をいただきたいと思っております。

F委員。

F委員 ここで社会福祉協議会の協議の様子をご報告するということまでまだ至っていないんですけども、8月20日にようやく設立いたしましたので、今まだその後の会は設定できていないんですけども、社協も法人としての資格を持っているんですけども、南部町、南部川村の福祉行政の部分と関わることがあって、例えば今の駐車場ということで、社協で何とかできるような、そういうものではありませんし、町の施設を借りて我々が福祉事業をやっているということでもありますので、今後どう単独で調整をできるということばかりではなく、単独事業であればそれはできますけれども、その他のことについては、両町村当局の色々な今後のまちづくりの方針、福祉行政についての方向と相かかわってくると思います。

だから、非常に事情を尊重しながら、調整するというふうに書いていただいておりますので、その辺の社協との事情も申し上げながら、行政と十分調整をとって、皆さん方の福祉が一層充実するように、向上するように努めていきたいと思っております。

ちょっとこんなことを言うと、会長差しおいてのことになりますので、私今日委員として社会福祉協議会への協議に参加している者の意見として申し上げておきたいと思っております。

今後とも今のようなご意見をいただいて、来るべき協議のときに持って上がっていきたくて、そのように思います。よろしくどうぞお願いしておきます。

井上議長 ほかに何かご意見、ご質問ございませんか。

特にご意見もないようですので、協議第31号 社会福祉協議会の取り扱いにつきまして、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上議長 異議なしと認めます。

協議第31号 社会福祉協議会の取り扱いについては、原案のとおり承認されました。

以上をもちまして、前回提案されました新町まちづくり計画(素案その2)と3件の協定項目については、協議確認がされました。

それでは、15分間休憩をいたします。

午後2時30分

午後2時45分

井上議長 休憩前に引き続きまして、会議を再開させていただきます。

それでは、引き続きまして、今回提案をされる協議事項に移りたいと思います。

再提案の協議第25号の1 上水道・簡易水道事業の取り扱いについてを事務局から説明します。

小谷事務局長 それでは、本日の会議資料を4枚めくっていただきまして、1ページをお願いします。

協議第25号の1(再提案) 上水道・簡易水道関係事業の取り扱いについて。

上水道・簡易水道関係事業の取り扱いについて提出する。

平成15年9月22日提出、南部町・南部川村合併協議会会長。

上水道・簡易水道関係事業の取り扱いについて。

水道会計については、独立採算で運営していくことを基本とする。水道使用料については、上水道、簡易水道とも口径別の料金体系を基本に、一本化に向けて調整する。

1ページの()の中、再度申し上げます。水道会計については、上水道会計、簡易水道会計を一元化し、独立採算で運営していくことを基本とする。

水道使用料については、上水道、簡易水道とも口径別の料金体系を基本に一本化に向けて調整をする。

2ページでは各町村の水道料金の違いがございます。具体的な調整内容は右側ですけれども、新料金の設定によって、水道料金の大幅な増減がある区分については、経過措置を設ける方向で調整をするということで、現在南部川村は口径別の料金体系になっております。南部町は用途別の料金体系になっております。これは新町になりますと、口径別の料金体系を基本にしようという案でございます。料金については、一本化に向けて調整をしていきたいということで、口径別によりましては、若干上がったたり下がったりということで増減の出る区分がございます。それらについては、経過措置を設ける方向で調整を行っていきたいという案でございます。

3ページにつきましては、分担金の状況等が載っております。それから、右側の具体的な調整内容ですけれども、メーター使用料、加入分担金、宅造分担金については、合併時に統一するという事で提案をしております。よろしくお申し上げます。

井上議長 ただいま事務局から説明がありましたように、提案されました協議項目は水道料金の調整で、住民に直接関係のある項目ですが、詳細な調整内容については、今後の検討となります。当協議会におきましては、南部町、南部川村の合併に向けて、事務担当部門が調整をしていく方向づけとして、協議、確認をしていきたいと思っておりますので、よろしくお祈りします。

協議事項については、提案があって、次回の協議会で協議、確認の手順となっておりますが、ただいまの説明についてのご意見、ご質問がございましたら、どうぞご発言をいただきたいと思っております。ご質問ございませんか。

山崎副会長 今回、口径別にしたらどういう問題点があるかということをお祈りにちょっと説明した方がいいのと違いますか。概略でいいから、数字的な問題じゃなしに。南部町の用途別を口径別にしたら、どういう現象が起こるかということをお祈りしてあげないと。

小谷事務局長 南部町は現在、用途別でございまして、この表にもありますように、家庭用、営業用、官公庁用、特殊用ということで、基本料金、超過料金という形で計算されておりますけれども、これが口径別という形になりますと、家庭用で13ミリの方、これはほとんど両町村変わらないわけなんですけれども、南部町の家庭用で20ミリの方が口径別の料金になりますと、これまだ確定じゃないんですけど、南部川村の欄を見ていただきますと、13ミリでは基本料金 1,300円、20ミリでは 3,500円という感じで、口径別は口径が大きくなればなるほど基本料金が上がってきているのが全国的な、近隣の町村もそうですけれども、状況でございます。

ですから、現実20ミリとか25ミリで家庭用を引かれておられる方については、現在よりも上がってくるのではないかなということが予想されます。それらについて、細かい数字を今事務局でたたいておるわけなんですけれども、現在明確な部分ができておりませんが、大きなものとしましては、営業用で40ミリを引かれておられる方、工場等ですけれども、これは南部町、現在 3,500円の基本料金、南部川村では40ミリ、1万 2,500円、それから超過料金が南部町の場合、営業用ですと、トン 100円、村はトン 210円、倍以上の開きがございまして。これらを今、調整してございましてけれども、そこでなおかつ大きな開きが出てくる場合ということが予想されます。そういう場合には経過措置を設けていこうじゃないかということで、調整を進めてございまして。

ですから、口径別に変えますと、下がる方もございましてけれども、上がる方の方が多くなるのではないかなということをお祈りしております。南部町の場合、例えば13ミリで営業用を引かれておられる方については、大きく下がることにならうかと思っております。それらについて、双方大きな違いの出ないように現在調整をさせていただいておりますけれども、なおかつ調整し切れない区分の場所については、経過措置を設けたいなという案でございまして。以上でございます。

山崎副会長 山田会長と一緒に議論をしたことを、申し上げておきたいと思います。水道の口径別と用途別というので計算の仕方が全く変わりますから、今もし口径別となる形で計算したままで出したとしたら、南部町の場合も南部川村の場合も、激変が起こる方が出てくるわけです。南部町の場合は4億円ほどの積み立てがあって、まだちょっと下げないかんぐらいたらうと。南部川村も今のところ順調に来ている。だから、基本的に本来だったら不均一で旧南部川村と南部町別々にやる方法が一つあるわけですね。それをやると、南部川村さんの簡易水道の一つの有利性もありますし、また非常に地域が広いですから、そこに簡易水道という会計上の問題もある。

そこで、山田会長さんとも話し合っ、とにかく一本化しようと、国民健康保険もそうなんで、良いところは良いところでうまくまず一本化して、そして、上がらないような今の現行を維持できるような形でやろうと。しかし、これは簡単に一般化してというわけにはいきませんので、条例でこういうことをひとつ経過措置として、特に口径別にした場合に上がる階層のところについては、従来の南部町の例による、南部川村の例によるというような形の、これは技術的にちょっと若干難しいところもあるんですが、そういう規定を設けて経過措置としてやっていこうと。

そして、会計が完全に安定した段階で統一するというような考え方を基本にしようじゃないかと、そうすることによって、新みなべ町の水道会計が一本になりますから、だからそれぞれの財政積立金の使い方とか、こういうことを非常に有効に使えるではないかという発端でそういうふうにさせていただいた。だから、本来なら今日はその素案を出したかったんですが、技術的に難しいところがありますので、次の機会に出させていただくと、こういう背景がありますので、私からも報告させていただきます。

井上議長 何かご質問ございますか。D委員。

D委員 今言われたことで、水道会計としては一本化をするということですね。ただ、上水道の場合は企業会計ですから、これと簡易水道会計とを一つにするということはできないわけですね。だから、そういう会計的にはだから2本になるわけですか。そこはどうなるんですか。

杉本委員 私説明する立場ではないんですけども、今それを取り組んでおりますので、簡単に補足させていただきますが、今D委員さんが上水道会計、合併したときに上水道会計は公営企業法適用、簡易水道はこれまた違いますので、ここに書かせていただいている一元化というのは、一つの、会計は別々ですが、収支的、山崎副会長が言った中で、全体的にお金のやりとりは一つですよという考え方でいきます。それと、料金についても、やはりばらばらの料金には合併する時点が運用するのがいつかは、例ですが、16年10月1日から一本化されるのか、いや17年4月から実施するのかという問題も含めてあるかと思います。

そういうことも含めて料金は一つの方法で一本化するというのが基本にあるわけで、それで山崎副会長が言われましたように、その急激な増減がある家庭なり、企業なり、そういう方について

は、一定の期間をもって調整をしていく必要があるのと、もう一つはこの両方の会計が一緒になって全体的に金額は今のベースでいくにしても、将来いつまでもその料金で維持できるのかという問題がベースにあるわけですが、その部分と合併する時点との料金のおさえ方、これは将来はこういう方向でもう一度料金を全体的に考え直す時期も来るだろうと思いますし、またもう一つはまだ言われておりませんが、上水道の企業会計、公営企業法を適用する範囲を全体的にどういうふうに見直していくのか、上南部地域の範囲内で、この平野全体を公営企業法適用の範囲に広げていく中で、運営していくのか。色々そういうこともあわせ、また料金だけではないですが、施設の今後の整備の中で、上水道と簡易水道の線引きですね、あわせただけで原価計算的に水道料金がどうあるべきかということもある程度方向づけをしておかないと、ただ単にそういう言い方したらおかしいですが、今のベースだけで良いのかという形だけ計算しておく、将来的に問題も出てくるだろうと思いますので、その点も含めてある程度の方針を出しておきたいなと、今のところそういうふう考えて調整しているところです。

井上議長 ほかにございませんか。

特にご意見がないようでしたら、引き続いて協議第32号 公共的団体等の取り扱いについてを事務局から説明をします。

小谷事務局長 資料の4ページをお願いいたします。

協議第32号 公共的団体等の取り扱いについて。

公共的団体等の取り扱いについて提出する。

平成15年9月22日提出、南部町・南部川村合併協議会会長。

公共的団体等の取り扱いについて。

公共的団体については、新町の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備について、次のとおり調整に努める。

(1) 2町村について共通している団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。

(2) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。

(3) 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。

ということで、次の5ページには自治組織の状況を載せております。南部町と南部川村で通称区長会と言われているわけなんですけれども、南部町が15自治区、南部川村は19自治区。位置づけにつきましては、町は自主的団体の長、区長会は町への協力団体ということが規約で定められております。村の方では自治嘱託員ということで、村長から委嘱をされております。自治嘱託員設置に関する規則第3条で定められております。これらにつきましては、新町では新町における行政組織での区長の位置づけは自治振興委員、これは仮称なんですけれども、自治振興委員として規則で定めようという案でございます。

それから、新町において区長に依頼する業務については合併までに調整するというので、両町村の違いですけれども、水田転作に関する調整が南部川村の方にございます。これは南部町の方にはございませんけれども、これらについては、生産組織というのが町の方にあるようでございまして、それらについても、合併までに調整をしていこうということでございます。

それから、新町における区長報償、文書配布手数料、区への助成、補助等は合併までに調整するというので、報酬と報償の違いもありますし、金額の違いもございます。それから、南部川村の方には戸数割というのもございます。南部町の方には自治振興の助成等がございます。これらについても、合併までに調整をしたいという案でございます。

6ページにつきましては、公共的団体の取り扱いについてということで、自治法上載っている部分を抜粋してございます。それで、6ページの下の8にありますように、合併関係市町村の区域内の公共的団体等は市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならないというのがございましたので、これを受けて調整案を出させていただいてございます。

以上で、説明を終わります。よろしく申し上げます。

井上議長 ただいまの説明についてのご質問、ご意見ございませんでしょうか。ご質問、ご意見ございませんか。E委員。

E委員 区長会長さんがお見えなので、言うまでもないことなんですけれども、いわゆる調整の方針を出してくるのに区長会の意見というのは反映されてあるのだろうと、十分聞かれてあるのだろうと思うんですけれども、各自治体へ区長さんが行政に協力するというのは、スムーズに行ける方法で良いことだと思うんですが、岩代なり、清川なりでそれぞれのところで区長さんをつくると、つくったら自動的に南部川村の場合は嘱託員になるということになると、嘱託員なのか、区長なのかという、別に矛盾ないのかもわからんけども、ということにもなるかと思って、僕は元来構わないのかな、良いのかなと区長さん自身と思いついた側面もあるので、そこら辺は区長会の意見を反映してくれていたらそれで問題ないのですが。

小谷事務局長 この調整案につきましては、事務局は今のところ、直接両区長会にまだ当たってございません。こういう案でどうかなということの提案をさせていただいてございます。それと名前につきましても、自治嘱託員を南部川村使っておるわけなんですけれども、新町では自治振興委員という、全国的に使われておる名前なので、自治振興委員という名前にさせていただいたらなという案の状況でございます。

井上議長 Eさん、いいですか。

ほかに何かご意見、ご質問ございませんか。この件についてはまた持ち帰っているいろいろ検討される時間も十分あると思いますが、検討するにあたって、いろいろこの点はということがあれば、せ

ひご質問いただければと思います。ご質問、ご意見ございませんか。

ないようでありますので、それでは、協議事項については、委員の皆さん方それぞれで検討していただき、次回の協議会で協議をお願いいたしたいと思います。

以上をもちまして、協議事項の提案を終わりたいと思います。

続きまして、議事の 報告事項で、報告第13号の事務組織及び機構の取り扱いについてを事務局より、説明します。

小谷事務局長 資料の7ページをお願いいたします。

報告第13号 事務組織及び機構の取り扱いについて。事務組織及び機構の取り扱いについて報告する。平成15年9月22日提出、南部町・南部川村合併協議会会長。

ということで、事務組織及び機構の取り扱いについて。

新町の行政機構及び職員配置は次の方針に基づき整備するということで、これは既に確認された事項なんですけれども、行政課題に迅速かつ確に対応できる組織、機構。住民が利用しやすく、住民の声を適正に反映することができる組織、機構。指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織、機構、簡素で効率的な組織、機構とするということで、これは15年3月27日の第4回協議会の総務企画関係事業の取り扱いの中で確認をされてございまして、この確認された調整方針に沿って、調整をした内容について、ご報告を今回させていただきたいと思います。

報告事項。新町の事務機構及び組織については、下記の「みなべ町行政機構図(案)」を基本に、人員配置等も含め、合併までに調整を図るということで、次のページに案を載せてございませぬ。

みなべ町行政機構図で、第4回確認いただいた調整案に基づきまして、事務局と幹事会等で作成させていただいた案でございますけれども、議会がありまして、その下に事務局、それから町長、助役がございまして、その下に課としましては、総務課、その中に防災監という部署を設ける。企画情報課、町民課、この町民課の中には第2庁舎の窓口も含めてあります。税務課、保険課、健康福祉課、環境課、商工水産課、水道課、下水道課、地籍調査課、うめ課、農林課、建設課という課がございます。

その右側の()書きがその課の主な仕事の内容でございます。それから、収入役ございまして、その下に出納室、それから委員会関係につきましては、選挙管理委員会は総務課、農業委員会は農林課、固定資産評価審査委員会は税務課、監査委員は総務課、公平委員会、これは事務委託郡の公平委員会に事務委託を行っております。それから、教育委員会がございまして、その下に事務局、総務学校教育課と生涯学習課という形になろうかと思っております。

それと、右側には第1庁舎、第2庁舎、その他の状況でございまして、現在の南部町役場は第1庁舎となるわけなんですけれども、その3階部分には議会事務局、2階には総務課、企画情報課、環境課、1階には町民課、税務課、保険課、出納室、商工水産課、水道課、浄化センターの方には下水道課、それから第2庁舎、現在の南部川村役場ですけれども、2階に地籍調査課、1階には第2庁舎の窓口、町民課の課員を配置しております。農林課、うめ課、建設課、それから生涯学習セン

ターということで、中央公民館、現在の南部川村民センターですけれども、そこに総務学校教育課、生涯学習課、それから、保健福祉センター、これは現在の南部川村保健福祉センターを予定しております、健康福祉課、こういう状況を提案させていただいてございます。これらの人員配置等につきましては、合併までに今後調整を図っていきたいと思います。

以上で、第4回で確認をいただきました事務組織、機構についてのご報告をいたします。よろしくお願ひ申し上げます。

井上議長 ただいま事務局より、報告第13号の事務組織及び機構の取り扱いについての説明がございました。

何かご意見、ご質問がありましたら、どうぞ。報告内容については、ご理解いただけましたか。

はい、それではご理解をいただけたという形にさせていただきます。ただいまの、報告のように、今後本協議会で確認されました調整方針に沿った事務調整内容の報告が今後もあるかと思ひます。

以上をもちまして、報告事項については終わりたいと思ひます。

続きまして、 の確認事項について、事務局から説明をお願いします。

小谷事務局長 資料集の9ページ、次回協議会の開催についてということで、第9回は平成15年10月23日、時間は午後1時30分から。場所につきましては、次回は南部川村保健福祉センターを予定してございます。

なお、第10回については、現在のところ未定となっております。

第9回につきましては、今回提案しました協定項目と新町まちづくり計画について、協議をいただく予定でございます。以上です。

井上議長 以上で、本日の議事につきましては、終了いたしました。

特に委員さん方、何かございませんか。

特にないようでありますので、委員の皆さん方におかれましては、本日ご多忙にもかかわらず、ご出席をいただき、また会議の運営にご協力を賜りまして、ありがとうございました。

では、閉会に当たり、合併協議会副会長の山崎繁雄南部町長からごあいさつを申し上げます。

山崎副会長 本日の協議会も大変ご協議をいただきまして、ありがとうございます。

最後の方でも事務分担だとか、第1庁舎、第2庁舎の配置まで報告をさせていただいている。終盤にいよいよ近づいたのかなという感じを皆さんもお持ちだろうというように思うわけですけれども、予定ではいつも申し上げましたように、9回と10回で終わるような形になっておりまして、2回でこれ済むのかどうか、11月には何回か開かせていただくというようなことにもなるかもわかりませんが、次の協議会あたりで結論が出るのではないかなと、こういうふうに思う次第であります。

この間も首長会議で話題になったんでありますが、私たちの焦点としては、この協議会が無事に済みまして、12月に議会提案をして協定を結ぶことができると、それまでに協定を結ばないといかんのですが、それで議会が議決をしていただきますと、いよいよ1月から申請ということに相なるわけであります。県との協議を含めて国との関係、それはそれで一つの事務的なサイドでできると思うんですが、問題は先ほどちょっと申し上げましたように、法定協議会の1月からのあり方というものをちょっと早うございますけれども、どうあったらいいのか、一応の皆さん方をお願いしている件につきましては、両町村が協定を結ぶための協議でありますよね。

だから、それで一応のお役目ということになるわけなんですけど、私たちの希望といたしましては、その法定協議会の権限だとかどうかということは別問題といたしまして、あと9カ月ほどの間も皆さん方にご報告を申し上げたり、あるいはご意見を伺ったり、あるいはまた、それぞれの個別に議会でご相談を申し上げたりというふうなことが非常に大事になってくるのではないかと、だからまた、皆さん方ともご相談をさせていただきまして、1月以降事務局をどういうふうにしていくのか、そういうことも考えていかなきゃならんなど、もう合併することに決めてしまった言い方するなということでもありますけれども、私たちはそういう気持ち先走っておるようでもありますけれども、非常に心配もいたしております。山田会長さんと色々と協議を重ねておるところでありますけど、どうぞ皆さん方お気づきの点がありましたら、遠慮なしに申しつけていただきたいと思う次第であります。

蛇足ではありますけど、私はこの間の議会でも申し上げたんです。私たちの本当の役目はこの12月までかなと、それから既にもう現実に南部町の施策を考える場合も、南部川村も村長さんもおっしゃってられるようなんですが、南部町と南部川村はもう1月からのことについては、町長だけで村長だけで返事できないなど、こういうふうな状態に実質的に置かれるのではないかと、こういうふうな気持ちをいたしております。だから、それから以後のことについては、もう既に私たちは合併をしたという前提に立って、行政を進めていかなければならないということをお山田会長さんと話し合っているような次第であります。

そういう点におきまして、住民の皆さん方にご理解をいただかないといけない点が多々あるうかと思しますので、今後とも色々のご協議のほどをお願いいたしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

井上議長 これでは本日の議事日程はすべて終了いたしました。

皆さん、ご苦労さんでした。

閉会します。

午後3時20分終了

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを確認し、ここに署名する。

南部町・南部川村合併協議会議長

南部町・南部川村合併協議会委員

南部町・南部川村合併協議会委員